

子育て世帯・若年夫婦世帯のかた

※夫婦いずれかが40歳未満

お得にマイホームを取得できるチャンスです！！

令和3年度版

日立市で山側住宅団地に住宅を取得等する場合

最大

111万5千円 助成します！

対象となるかた

令和2年4月1日以降に山側住宅団地内に住宅の取得等に関する契約をした子育て世帯又は若年夫婦世帯

- ・子育て世帯：中学生以下の子を養育している世帯
- ・若年夫婦世帯：夫婦いずれかが40歳未満である世帯

日立市の山側住宅団地内（※）に住宅を取得等したかた

① 基本助成

50万円



② 住宅ローン加算 最大 **20万円**

※1年間のローンの利子部分に対する助成
(12回分)

③ 同居加算 **20万円**

(親世帯と同居)

④ 近居加算 **10万円**

(親世帯と一定の範囲内に居住)

⑤ 転入加算 **20万円**

(日立市外から転入するかた)

⑥ 水道基本料金1年間相当分加算

1万5千円

※ひたちの水500ml×24本(1ケース)もあわせてプレゼントします。
(日立市企業局協力)

③と④は
どちらか
一方のみ



※・・・高鈴台団地、山の神団地、青葉台団地、堂平団地、平和台団地、小咲台団地、中丸団地、塙山団地、金沢団地、台原団地、根道ヶ丘団地、みかの原団地が対象 (詳しくはお問い合わせください。)

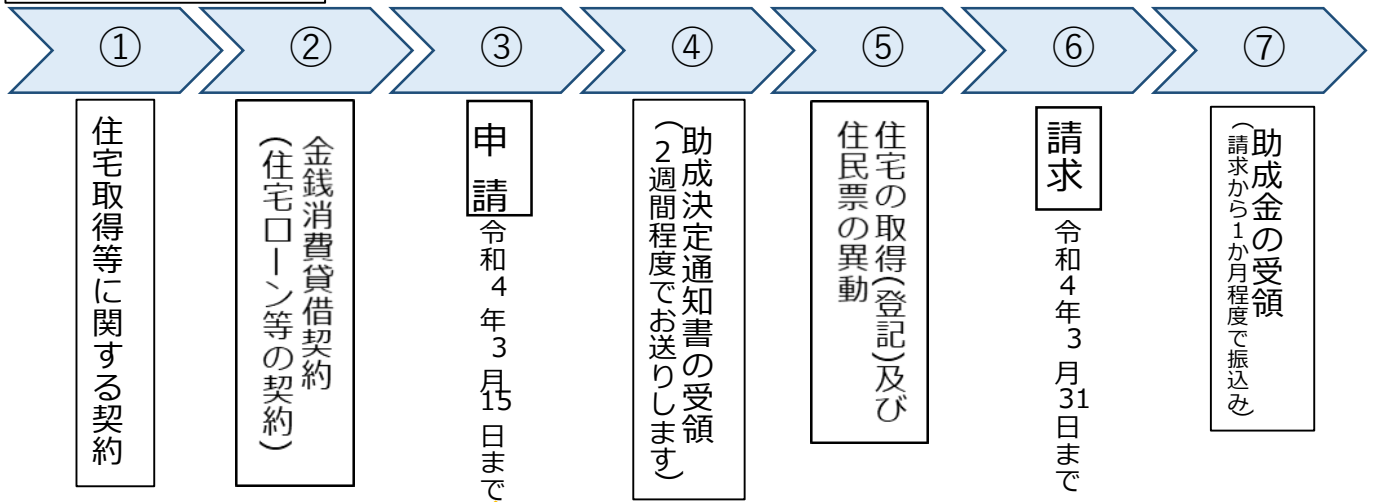
詳しい要件・手続等については裏面をご覧ください。

助成の要件

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

- ① 申請日又は契約日時時点で、義務教育修了前(中学生以下)の子を養育していること。(子育て世帯) 又は、世帯の夫婦いずれかが40歳未満であること。(若年夫婦世帯)
 - ② 次のア～エの要件をすべて満たす住宅の取得等であること。
 - ア 原則として、令和2年4月1日以降に住宅取得等に関する契約を書面で締結していること。
 - イ 取得等した住宅が、高鈴台団地、山の神団地、青葉台団地、堂平団地、平和台団地、小咲台団地、中丸団地、塙山団地、金沢団地、台原団地、根道ヶ丘団地、みかの原団地のいずれかの団地内にあること。
 - ウ 令和4年3月31日までに建物の所有権保存(移転)登記が完了すること。
 - エ 居住部分の床面積が50㎡以上であること。
(増築の場合は、居住部分の増床を10㎡以上行うこと。)オ 建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅であること。
 - ③ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。
- ※正当な理由なく住宅を売却等した場合は、助成金の返還をしていただく場合があります。
※「グリーン住宅ポイント制度」との併用はできませんので、ご了承ください。

手順の手順



申請

期限：令和4年3月15日(火)まで

以下の書類をそろえて、都市政策課 住政策推進室に提出してください。

【共通】

- ① 「山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成申請書(様式第1号)」(※)
- ② 住宅取得等に関する「工事請負契約書」又は「不動産売買契約書」のコピー
(建物の所在地番、延床面積、取得金額、契約日、注文者及び請負者等が確認できる部分)
原契約締結後に契約変更等があった場合は、原契約書と変更契約書のコピー
- ③ 「山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成に係る誓約書兼同意書」(※)

【同居・近居加算を受けるかた】

- ④ 親世帯と親子関係を証明する書類(戸籍謄本など)
- ⑤ 「山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成に係る誓約書兼同意書(親世帯用)」(※)

【転入加算を受けるかた】

- ⑥ 転入前の市区町村に1年以上住んでいたことを証明する書類
(転入者の戸籍附票又は転入前の住民票など)

【住宅ローン加算を受けるかた】

- ⑦ 住宅ローン(リフォームローン含む)を契約した際の金銭消費貸借契約書の写し及び返済計画表など、支払う1年間の利子の総額が分かる書類の写し
(12回分)

申請様式は市の窓口にございます。
(※)は、市ホームページから
ダウンロードできます。

【問合せ先】 日立市 都市建設部 都市政策課 住政策推進室(本庁5階 山側)
〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話 0294-22-3111 内線247又は436
Eメール toshiseisaku@city.hitachi.lg.jp FAX 0294-21-7750